

特定農業用ため池の指定

農業用ため池の管理及び保全に関する法律第7条第1項の規定に基づく次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和7年（2025年）2月12日

長野県知事 阿部 守一

特定農業用ため池の名称	所在地	指定（指定解除）年月日
三尋石	飯田市 大瀬木	令和7年2月12日
酒屋	塩尻市 宗賀	令和7年2月12日
曾倉沢ため池	東筑摩郡朝日村 古見	令和7年2月12日